

保護者の勤務や冠婚葬祭、親子どちらかの病気などにより、家庭で保育ができないとき、一時的にお子さんを預かるサービスがあります。

▶ 一時預かり

問 保育課 ☎0268-23-5132

- ▷ 内容 保護者の出産・病気・けが・介護・就労などのときに、一時的に保育をします。
- ▷ 対象 保育園に入園していない児童 ※他市町村の方も利用できます。
- ▷ 申請先 直接保育園へお申込みください。(P49参照)

▶ 育児・子育て支援

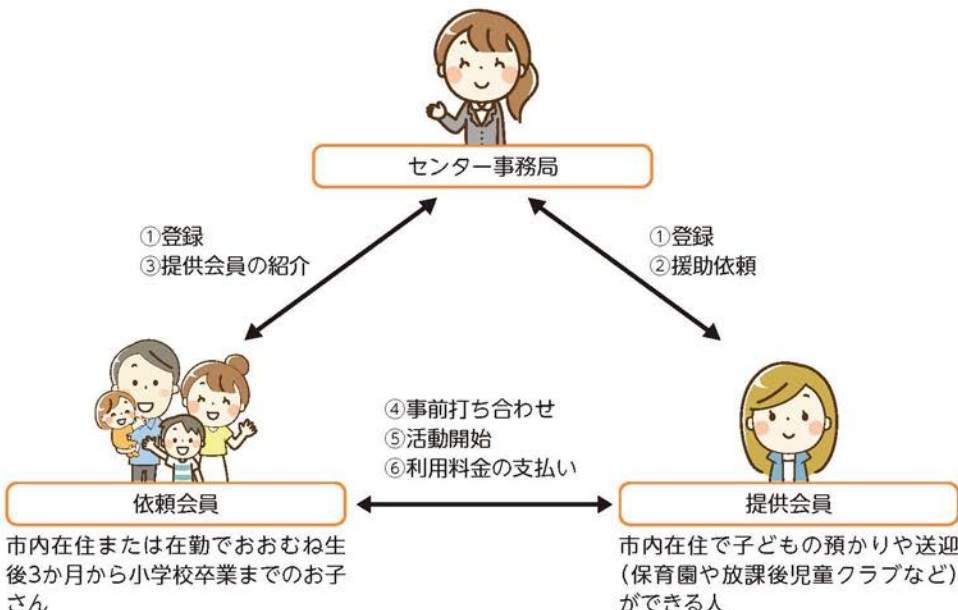
◆ ファミリー・サポート・センター

問 上田市社会福祉協議会

- 上田市ファミリー・サポート・センター本部 ☎0268-21-3016
- 丸子支部 丸子ボランティア地域活動センター ☎0268-43-2566
- 真田支部 真田地区センター ☎0268-72-2998
- 武石支部 武石地区センター ☎0268-85-2466

▷ 内容

地域の中で「子育ての援助を受けたい人(依頼会員)」と「子育ての援助ができる人(提供会員)」が会員登録し、子育てを助け合う事業を行っています。



こんなとき利用できます

保育園・幼稚園や放課後児童施設の送迎や前後の預かり

学校や幼稚園・保育園が休みのときの預かり

保護者の通院等、外出時の預かり

※お子さんが病気の時、学校・保育園等が学級閉鎖の時はご利用になれません。

※宿泊を伴う預かりはご利用になれません。

▷対象年齢

おおむね生後3か月から小学校卒業までのお子さん

▷利用方法

事前の会員登録と打合せが必要です。

予定が決まり次第、早めにご連絡ください。

(間際の依頼の場合、提供会員の都合がつかず子育て支援の提供ができない場合もあります。)

▷入会時の持ち物

○入会者(保護者)の顔写真(2cm×3cm)2枚(免許証のカラーコピー可)

○本人確認できるもの(免許証等)

▷受付時間

月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで

▷利用時間・料金

月曜日から金曜日 午前7時から午後7時まで:600円/時

土日祝日、年末年始、及び平日の上記以外の時間:700円/時

※兄弟姉妹を同時に預ける場合は2人目以降半額。

※車での送迎を伴う活動には別途ガソリン代がかかります。(1kmあたり20円)

※利用料金等は直接提供会員にお支払いいただきます。



子どもを預けたい。どうしたらいい？

▶ 病児保育

問 子育て・子育て支援課 ☎0268-23-5106

▷ 内容

お子さんが病気で集団保育には不安があっても、仕事の都合で看護できないときにお預かりします。

▷ 場所

- 上田病院病児保育センター
上田市中央1丁目4番10号 上田病院複合施設2階
- 丸子中央病院病児保育センター
上田市中丸子1771番地1 小児科・病児保育棟2階

▷ 対象年齢

上田市・長和町・青木村に住所があるお子さん、市内の保育園・幼稚園に在園しているお子さん、市内に勤務している方のお子さんで

- 上田病院病児保育センター : 生後6か月から小学校3年生まで
- 丸子中央病院病児保育センター : 1歳から小学校3年生まで

▷ 利用時間

月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)午前8時から午後5時まで

▷ 定員

各センター1日6名ずつ

▷ 利用料金

1日1,000円 ※延長料金あり

▷ 利用方法

事前登録が必要です。

▷ 事前登録先

子育て・子育て支援課、各保育園・幼稚園、各病児保育センター
各地域自治センター 市民サービス課(丸子・真田・武石)(P23)

▷ 必要なもの

- かかりつけ医発行の診療情報提供書
- 保険証と福祉医療費受給者証 ・母子健康手帳 等

▷ 利用予約先

- 上田病院病児保育センター
月～金の午前8時から午後5時まで…上田病院病児保育センター ☎0268-22-6117
土・日・祝日の午前9時から午後5時まで…上田病院 ☎0268-22-3580
- 丸子中央病院病児保育センター
月～金の午前8時から午後5時まで…丸子中央病院病児保育センター ☎0268-75-6374
※原則、利用希望の前日までにお電話ください。

インフルエンザや麻疹、
急性結膜炎など、
お預かり出来ない疾患も
あります。

Q & A

Q. 利用の流れは？

A. 事前登録→病児保育を利用したい→仮予約の電話→医療機関で、診療情報提供書の発行を受ける→予約確定の電話→利用となります。

Q. 当日の利用もできるの？

A. 当日予約は午前中までに限り受け付けております。病児保育センターに直接お電話ください。

▶ ショートステイ(宿泊)

問 子育て・子育て支援課 ☎0268-23-5106

▷ 内容

保護者の出産・病気・けが・介護・就労などにより、家庭において子どもの養育が一時的に困難になったとき、児童養護施設等において子どもを養育、保護します。

▷ 対象年齢

16歳未満の児童

▷ 利用期間

原則連続7日間まで

▷ 利用料

児童の年齢及び所得に応じ負担

○2歳未満児 0円～5,350円(1泊2日)

○2歳以上児 0円～2,750円(1泊2日)

▷ 必要なもの

- 保険証
- 利用日数に応じた着替え
- その他、利用する児童が宿泊に必要なもの(薬など)

▶ 夜間支援(日帰り)

問 子育て・子育て支援課 ☎0268-23-5106

▷ 内容

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となってしまうとき、児童養護施設等において子どもを一時的に養育します。

▷ 対象

概ね2歳から小学6年生までの児童

▷ 利用期間

1人あたり年間30日

▷ 利用時間

月曜日～金曜日 午後3時から午後10時

土・日・祝日 午前8時から午後10時

▷ 利用料

無料

▷ 必要なもの

- 保険証



子どもを預けたい。どうしたらいい？